

# 手帳

## 1 身体障害者手帳

身体に障がいのある方の障がい程度、障がい状況などを記載している手帳で、各種サービスを受けやすくする制度です。

**支援内容** 障害福祉サービス、補装具費の支給、市内の文化・体育施設の利用料減免、税の軽減など。**(巻末に一覧表を掲載していますのでご覧ください。)**

**手続** 指定医師による診断書、写真を添えて各区窓口で申請してください。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

## 2 療育手帳

知的障がいのある方の障がい程度、相談記録などを記載している手帳で、一貫した療育相談や各種サービスを受けやすくする制度です。

**支援内容** 補装具費の支給等を除き、ほぼ身体障害者手帳と同様のサービスを受けられます。**(巻末に一覧表を掲載していますのでご覧ください。)**

**手続** 判定機関の判定証明書、写真を添えて各区窓口で申請してください（※18歳以上の場合、判定証明書は、判定終了後直接区に送付されるため持参する必要はありません。）。

### 判定機関（要予約）

18歳未満の方 札幌市児童相談所（予約は札幌市児童相談所）

18歳以上の方 札幌市知的障害者更生相談所

（予約は各区保健福祉部保健福祉課）

◇札幌市児童相談所

（中央区北7条西26丁目 札幌市児童福祉総合センター内 ☎ 622-8630）

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

### 3 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを記載している手帳で、各種の支援策を受けやすくすることにより、精神障がいのある方の社会復帰の促進と自立、社会参加の促進を図ることを目的とした制度です。

**支援内容** 交通費助成、市内の文化・体育施設の利用料減免、税の軽減など。(巻末に一覧表を掲載していますのでご覧ください。)

**手続** 所定の診断書等を添えて各区窓口で申請してください。

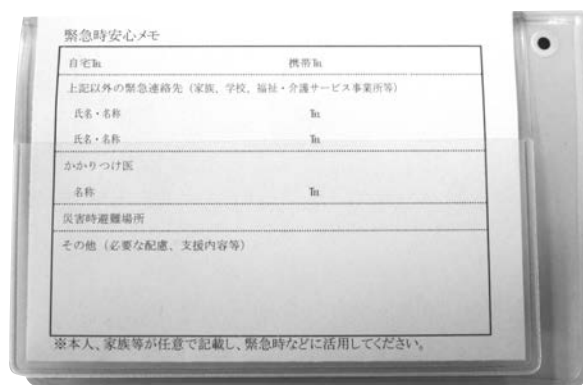
◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

### 4 障害者手帳のデザイン

札幌市では、平成28年3月から、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」のカバーの色や外観を統一しています。なお、これまでに発行した旧デザインの障害者手帳についても、有効期限内であれば、引き続き使用することができます。



※色は薄紫色です。



※必要に応じて緊急時の連絡先などを書いておくことができます。